

佐世保市監査委員公表第25号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年7月22日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦
佐世保市監査委員 井上 友子



地域未来共創部 分
農林水産部 分
環境部 分
保健福祉部 分
水道局 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 農林水産部
宇久家畜診療所

3 監査の期間 令和7年6月4日（水）～令和7年7月16日（水）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和6年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、支出事務、契約事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 支出事務

- ① 他課の職員の出張命令伺において、佐世保市事務処理規程第8条第1項第1号で「主幹及び課長補佐職以下の職員の出張命令…に関する事。」は、課長専決事項と規定されているにもかかわらず、所属長の命令を受けていないものがあった。

(宇久家畜診療所)

専決区分の相違は、内部統制における重大な不備である。

規程を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

2. 契約事務

- ① 宇久家畜診療所浄化槽維持管理業務委託契約（長期継続契約）において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第22条で「長期継続契約の契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(1)契約金額の総額及び各年度の内訳(2)翌年度以降における歳出予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する事項(3)前号による契約変更又は解除に伴い、受注者に損失又は損害が発生した場合の補償に関する事項」と定められているにもかかわらず、定められた事項が記載されていない請書を使用していた。

(宇久家畜診療所)

- ② 佐世保市宇久家畜診療所特別管理産業廃棄物等収集運搬業務委託契約ほかにおいて、佐世保市財務規則第166条第2項で「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について…取引の実例価格、…等を考慮して適正に定めなければならない。」と規定されているにもかかわらず、適正な予定価格の設定となっていないものがあった。

(宇久家畜診療所)

規則等を認識し、適正な事務処理を行われたい。